

# 成年後見人制度について

千葉大学附属病院地域連携室

竹内 公一

千葉県救急医療センター

古口 徳雄

# 成年後見人制度の歴史的背景

1999年制定

介護保険制度とリンクしている

それ以前は

禁治産者・準禁治産者

戸籍に書き込まれる

# (成年後見)いかに法定後見につなげるか？

## 【法定後見】

本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長などが申し立て

@家庭裁判所

「後見」「保佐」「補助」とあるが、ほとんど「後見」

## ちなみに 任意後見

委任契約 公正証書 @公証役場

任意後見受任者 → 任意後見人

任意後見監督人選任の申し立て @家庭裁判所

(この準備ができているなら、トラブルになりにくい)

# 親切心だけで準備は困難

## 【書類】

申立書

申立人の戸籍謄本1通  
(本人以外が申し立てるとき)

「本人」の戸籍謄本、戸籍の附票、  
登記事項証明書、診断書各1通

「成年後見人候補者」の戸籍謄本、  
住民票、身分証明書、登記事項証明  
書各1通

申立書付票

本人に関する報告書(オプション)

## 【費用】

後見開始申し立て 収入印紙 800円

連絡用切手  
裁判所ごとに異なるらしい 3000円～

登記 収入印紙 2600円

鑑定費用  
(医療機関など 1割程度に実施)

ちなみに任意後見  
公正証書作成基本手数料 11000円  
登記嘱託手数料 1400円  
登記 収入印紙 2600円

弁護士や司法書士に依頼すると10万円～(除く鑑定費用)

# 後見開始には 2～4ヶ月かかる

- 申し立て  
↓
- 申立人 候補者への面接  
↓
- 必要に応じて
  - 本人の面接
  - 親族への照会
  - 鑑定  
↓
- 審判  
↓
- 登記

【誰でも後見人になれる】

- 親族が多かった
  
- 専門職後見人が増加
  - 弁護士
  - 司法書士
  - 税理士 社会福祉士・・・資格によって取り組みが異なる

決めるのは裁判所

裁判所のリストから選ばれる  
報酬を決めるのもの裁判所

# 財産管理？ 身上監護？

財産が保たれるようにする

- 財産処分を制限

「本人のため」が通りにくい

- ケア資金のための財産処分(特に不動産)が認められるとは限らない

申し立て動機は財産管理が多い  
相続、不動産・・・

ケアをしてくれるわけではない(見守りはしてくれる)

医療側の期待とズレている

意思決定をしてくれるわけではない

死後事務ができるようになった

- 相続財産保存
- 弁済期をすぎた債務の弁済
- 火葬又は埋葬に関する契約の締結  
ちなみに「葬儀」はできない

専門職後見人は、権限が限られているからこそ、臨床現場との適切なコミュニケーションを求めている

後見の仕事は、  
**裁判所**の方を向いている

万能でない前提で活用する

# 【症例2】

ミニレクチャー

# 高次脳機能障害者への 支援

支援で困ること、、、 「病識の低下」 「社会的行動障害」などが挙げられる。

◆周りが変えさせたいことではなく、本人が取り組みたいことから始める。

◆気づきが出てきた時が介入のチャンス。その時のために将来的な支援を想定し、準備を進めておく。

# 千葉県高次脳機能障害支援サイトのご案内



## 初めてご利用の方へ

教育・就労・日々の生活やさまざまなライフステージで高次脳機能障害のある方が活用できる情報を提供しています。

『支援の流れ』に発症から地域での日常生活にいたる全体の流れをまとめましたのではじめにご覧ください。



まずはこちらをご覧ください

支援の流れ



## お悩み別 情報マップ

利用者ご本人が抱えている悩みに合わせて、情報を分類しました。  
心配なこと・調べたいことを絞っていきながら、必要な情報が探せます。

### 退院してからのこと



退院後の生活の不安や悩み  
施設での不安や悩み  
リハビリに関する疑問

### 就労に関すること



職場復帰のための手順  
求職の際の不安や悩み  
職場での不安や悩み

### 学校・兄弟・友人のこと



学校生活に対する不安や悩み  
進級・進学に関する不安や悩み  
兄弟・友人との不安や悩み

### 生活のこと



緊急対応  
福祉サービスの利用  
日中の過ごし方や趣味

### ライフステージのこと

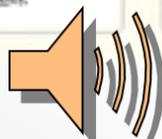


卒業後の進路  
一人暮らしをはじめたい  
退職後のこと

### 家族の皆様へ



親亡き後の不安や悩み  
財産管理についての不安や悩み



千葉リハHP上にアップしています

# 生活困窮者自立支援事業

既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで、「自立の促進」を図ることを目的とする。

例えば、

- 生活費も少なくなってきたけど働きたいが、ずっと働いていないので就職が不安である。
- 家族が引きこもっており、何とかしたいが相談できる人がいない。
- 収入があっても、過去の借金返済に追われ、眠れない日が続いており、悩んでいる。
- 最近収入が減ってきて、家賃が払えなくなってきたり

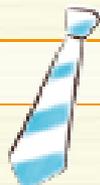
## 自立相談支援事業



### あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 就労準備支援事業



### 社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

## 就労訓練事業



### 柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)もあります。

## 住居確保給付金の支給



### 家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

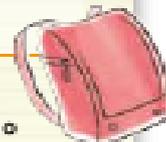
## 家計相談支援事業



### 家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

## 生活困窮世帯の子どもの学習支援



### 子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

# 外国人対応と未収金対応

千葉県救急医療センター

古口徳雄

医事経営課

中内善夫

# 外国語対応

## ✓ 通訳ボランティア

千葉県国際交流センター

千葉市国際交流協会 など

→人が係わる

→予定があったときに限られる

## ✓ 音声対応自動翻訳機

POKETALK, Langie, ez:commu など

→双方向, 多国語対応

→低価格 (2万~3万円)

→常時使える

# 大使館・領事館

- ✓ 対応はケース・バイ・ケース
  - 全く対応しない，連絡も取れないこともある
  - 介入してくれたケースでは，病院まで出向いてくれたことも
- 国元との連絡
- 基本的には家族を探したり，家族の世話役
- ✓ 金銭的な支援はしてくれない

# 入国管理事務所

- ✓ 不法滞在者に対する対応
  - 収容（収容所：牛久市，収容場：入国管理局）
  - 収容期間30日（30日延長）
  
- ✓ 強制送還の費用
  - 自費出国
  - 運送業者の負担による送還  
（不法入国にあたる場合）
  - 国費送還  
（費用の工面が出来ない場合）  
（人道的配慮）

最悪国費送還は可能だが医療費の回収は不可

# 外国人の医療保険

## ✓ 旅行者

- 海外旅行保険
- VISA, MasterCardなど万国共通のカード  
→問題なくカード決済可  
最近は銀嶺カード（中国）も使用可

## ✓ 居住者

- 国民健康保険  
→3ヶ月以上滞在する場合加入する必要  
滞納があると限度額申請できない  
未加入の場合、最初に遡って納入
- 社会保障協定（医療保険が含まれる場合）
- 勤務先の健康保険

# 外国人救急医療費対策補助金

- ✓ 救急搬送された外国人居住者（千葉県）
- ✓ 相当な回収努力がされている
- ✓ 前々年度10月1日～前年度9月30日の医療費
- ✓ 原則救急搬送から14日分まで
- ✓ 200万円限度

## 除外

- ✓ 公的医療保険，医療扶助を受けている
- ✓ 暴力団が関与する場合
- ✓ 千葉県内の国立，県立，千葉市立病院  
（公立病院は1/2に減額）

# 千葉県救急医療損失医療費補てん補助金

- ✓ 救急搬送された患者（外国人を除く）
- ✓ 相当な回収努力がされている
- ✓ 前々年度10月1日～前年度9月30日の医療費
- ✓ 原則救急搬送から7日間

## 除外

- ✓ 公的医療保険，医療扶助を受けている
- ✓ 暴力団が関与する場合
- ✓ 公的医療機関

# 未収金対応

- 1) 分納額と期間について相談
  - ・高額療養費等、公的制度を使えないか検討
  - ・生計の状況確認
    - (収入・支出・負債の有無、家族構成など)
  - ・最低生活費や差押可能額、保証人などの状況
- 2) 分納誓約書と確約書（保証人記載）の取り付け  
(以下、分納が滞った場合)
- 3) 本人（保証人）に対する
  - 電話、文書による督促、催告
- 4) 本人宅（保証人宅）等に訪問しての催告  
(それでも完納されない場合)
- 5) 本人（保証人）に対する少額訴訟など法的措置  
→悪徳な場合に限る